

図画工作科

図画工作科における鑑賞活動の工夫～美術館との連携を通して～

新潟市立東曾野木小学校

教諭 佐藤 望美（平成18年度）

【主張】

学習指導要領では、図画工作科の「鑑賞活動」において鑑賞対象となる「作品など」について『自分が手にした材料から、友人が表現している作品や、美術作品や製作の過程、生活の中の造形、自然、文化財に至るまで』と幅広く示している。

しかし、実際の学校現場での鑑賞活動は、作品展に向けて子どもたちが製作した絵画を鑑賞し、カードに良いところを記述する活動にとどまってしまうという傾向はないだろうか。子どもたちが、もっと多種多様な作品に触れ、自分の思いや考えをもち、表現し合う鑑賞活動を行うことで、新たな見方や感じ方を受け入れる力を身に付け、自分の思いや考えを広げたり深めたりすることができる。

本実践では、「学校との連携事業を通して子どもたちの目と足を美術館に向けさせたい。」という思いをもつ新津美術館学芸員とつながって、お互いのねらいを達成するべく、以下の活動を行った。

【双方のねらい】

学校：子どもの鑑賞の対象を広げる **美術館**：子どもの目と足を美術館に向ける
美術館を身近にする

1. 出前美術館の活用（新津美術館学芸員の招聘）

アートカードを使った活動の実践

アートカードには、普段はあまり目にすることのない美術作品が描かれている。まず指導書セットの中にある、学校用アートカードを使った鑑賞活動を行うことにより、子どもたちの鑑賞対象を広げる。アートカードを使った鑑賞活動は、見るだけの鑑賞活動とは違い、作品の形や色、イメージなどの特徴を捉えやすくなり、子どもたちが自分なりの見方や感じ方をもつことができる。次に、新津美術館の展示作品が描かれたアートカードを使った活動をすることで、子どもたちは鑑賞対象がさらに広がるとともに、美術館という場所、そこに飾られた作品に興味をもつ。

2. 美術館での鑑賞活動

学校での鑑賞活動に留まらず、学校で学んだ鑑賞方法を使って美術館でも作品を鑑賞させる。美術館の展示作品に直に触れることで、大きさや素材の感じなど、作品のリアルに触れることができる。また、一度美術館を訪問することで、学校活動以外でも再度美術館に行きたくなる子どもが増え、子どもたちにとって美術館がより身近な存在になる。